

静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学に在学する学生の大学生活を支援するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学学生委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の身分の取扱いに関する事。
- (2) 学生の課外活動（サークル、学校祭等）に関する事。
- (3) 学生の奨学支援及び奨学金に関する事。
- (4) 学生の厚生補導に関する事。
- (5) 学生間のハラスメントの防止に関する事。
- (6) 学生の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (7) 学生の就学上の災害の原因並びに再発防止対策に関する事。
- (8) 学生のメンタルヘルスの対策に関する事。
- (9) 学生の安全並びに健康に関する事。
- (10) 学生寮の運営に関する事。
- (11) 食堂の運営に関する事。
- (12) 外国人留学生に対する支援に関する事。
- (13) 国際交流協定の締結に関する事。
- (14) 国際交流事業の企画に関する事。
- (15) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生産環境経営学部学生部長
- (2) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者3人
- (3) 学生課長
- (4) 事務局長が指名する学生課職員
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生課で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月18日から施行する。